

令和2年 第9回教育委員会会議録

令和2年9月23日（水）

甲州市教育委員会

第9回教育委員会 会議録

日 時 令和2年9月23日(木)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	保 坂 一 仁	職 務 代 理	荻 原 浩 洋
委 員	矢 崎 秀 明	委 員	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課 L	河 村 敬
生涯学習課長	辻 学	生涯学習課 L	武 井 一 弘
文化財課長	飯 島 泉	文化財課 L	廣 瀬 勝 正
指導主事	小 椋 規 雄	教育総務課 L	高 石 宏 満
事務担当	窪 川 はづき		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 秋季教育委員会学校訪問について

日程第3 新型コロナウイルス感染症対応について

日程第4 甲州市立小中学校の適正規模、適正配置を維持するための学校再編について

教育長 ただいまから、甲州市教育委員会9月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に石川委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

教育長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。
「なし」の声

教育長 それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。
日程第2 秋季教育委員会学校訪問について教育総務課長お願いします。

教育総務課長 それでは、日程第2 秋季教育委員会学校訪問についてご説明いたします。春には新型コロナウイルス感染症が拡大しているということで、教育委員の皆様にはご参加いただかない中で短縮をする中で学校訪問を行わせていただきました。秋季につきましては、通常どおり委員さん方にもご参加いただきまして、各学校を訪問していきたいと思っております。日程を既にお渡ししていると思っておりますけれども、日程の変更がありますのでご承知おきをしていただきたいと思います。松里小学校につきましては、校外学習等の日程がつかず10月21日、10月の教育委員会の前になりますけれども、ちょっと早めに集合していただきまして、松里小学校の学校訪問を終えてから教育委員会を開催したいと考えております。よろしく願いいたします。

教育長 以上提案がされましたけれども、今回については先程お話がありましたように、いろいろな行事が秋に修学旅行等或いは校外学習等が多い、そんな状況の中で6日開催であった学校訪問が7日開催ということで、ちょっと変則になりますけれども、よろしいでしょうか。
「はい」の声

教育長 それでは、また日程調整の方を教育委員の先生方よろしく願いします。内容については、教育委員の先生の感想もございまして、一言ずつ各学校に行ったらお話をいただければと思います。お願いします。
日程第3 新型コロナウイルス感染症対応について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長 はい。それでは、日程第3 新型コロナウイルス感染症対応についてということで、お手元に旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き第3版からはじまりまして、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～をお配りしてあると思っておりますけれども、その中で、54頁をお開きいただきまして「感染が広がった場合における対応について」ということで、学校関連で言えば、感染がされた場合の対応ということで、甲州市でもそれに基づきまして臨時休業等の判断基準について内規をつくってございます。その変更について、詳細を小椋指導主事の方からお願いいたします。

指導主事 よろしく願いします。今課長の説明にあった新しい生活様式のVer.4の57頁から、抜粋したものをご覧いただきたいと思っております。その中で下線部だけお願いします。「学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。」ということで、これまでのように一人の感染者が出た場合に、その学校全部を臨時休業にするのではなく、学級単位又は学年単位もあり得るというふうに少し緩和された感が出てきたこと

を受けまして、内部資料としてこの休業の判断基準についてを、教育委員会から各学校に出さ
せていただいたものを、一部変更をまたさせていただきます。変更点があった部分は、下線部
の部分ですが、児童生徒に感染者が出た場合ですが、これまではその学校全体が臨時休業でし
たが、変更後は、当該児童は出席停止、保健所や学校医の助言等に基づき、学校の全部または
一部の臨時休業というふうな形に変更させていただきました。同居の保護者や家族に感染者が
発生、または家族が濃厚接触者となった場合につきましても、保健所や学校医の助言等に基づ
き出席停止の判断を行う、というふうな形にしました。教職員に感染者が出た場合は、該当職
員は出勤停止で病気休暇等の取得、保健所や学校医の助言等に基づき、学校の全部または一部
の臨時休業とするというふうに三箇所を少し先程の生活様式に則って変更をさせていただきました
ました。よろしく申し上げます、以上です。

教育長

はい、それでは、只今新型コロナウイルス感染症対応について、特に大きな変更点が出ました。
学校の新しい生活様式がVer. 4になったために、私ども甲州市の教育委員会としても児童生
徒に感染者が発生した場合、保護者教職員に発生した場合の対応の仕方。今までは全部閉校と
したわけですが、状況に応じてですね、保健所とか学校医の助言に基づいて、学級にし
た方がいいのか全部にした方がいいのかってということで、判断基準を直すということなんです
けれども、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、この判断基準で、明日校長会がございますので、この基準に則ってこれからは進め
るというようなことで確認をしていきたいと思えます。

それでは、日程第4 甲州市立小中学校の適正規模、適正配置を維持させるための学校再編に
ついて事務局より提案をお願いします。

教育総務課長

それでは、日程第4 甲州市立小中学校の適正規模、適正配置を維持させるための学校再編に
ついて、ご説明をさせていただきます。お手元に資料「学校再編の今後の審議の方向性につい
て」とこれまでの再編の方針の方針資料等がついているものがあります。ご覧になっていただ
きたいのが、A3の資料です。こちらをご覧になっていただいて、進めていきたいと思えます。
よろしく願いいたします。まず、市立中学校再編の方向性についてということで、1番目的
といたしまして、令和元年度第1回甲州市総合教育会議における、鈴木市長の「学校再編につ
いて、12月議会に方向性を示したいと思っている。10月中に教育委員会としての方針を決
めてほしい。」との指示に基づきまして、4月教育委員会から計4回の協議と、北杜市、千葉
県富津市の2か所の視察研修を行ってきました。本日はこれまでの協議をまとめて、教育委員
会としての市長への報告の方針を決定したいと考えております。2番の現状についてでござい
ます。各教育委員会の中で協議内容を載せてございます。まず5月の教育委員会では、国及び
県の適正な学校規模等の基準から見た学校再編の方針についてということで、方針といたしま
して、各学校の生徒総数が200人未満となる令和14年度を目安に、中学校2校体制とする
ことが望ましい。6月の教育委員会では、学校施設、施設整備計画から見た再編の方針につ
いて、1番といたしまして、施設整備の観点から検討すると20年が一つの基準期間となる。教
室がある施設が、建物の劣化状況に即した施設整備の優先順位が、第1期の施設が多く、児童
生徒の安心安全な環境整備の面からも早期の再編が望ましいと思われる。2番といたしまして、
現在の中学校施設は、長寿命化改修・大規模改修による施設の長寿命化を図ることも重要であ
るが、建築から40年前後の年数が経過しており、再編時に改修ではなく、改築し新たな施設
で新設校としての開校も検討も考えられると。7月の教育委員会では、学校の現状から見た学
校の再編の方針についてということで、第2次甲州市教育振興基本計画における基本理念「人・
自然・ふるさとを愛する甲州教育、学校教育の基本目標「たくましく 心豊かな人づくり」の

実現、魅力的な中等教育を目指すためにも教育環境の充実は重要であり、再編は効果的な手段であるとかんがえられる、というような協議内容でございました。3番の再編の方向性の事務局案でございますけれども、「学校は、地域住民から見ると、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、地域交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接にかかわることが多いところではありますが、学校は児童生徒の教育のための設置されている施設であり、学校再編の適否の検討にあたっては、児童生徒の教育条件の改善充実を唯一の視点とします。」「児童生徒のための学校づくり」を原則とし直接の受益者である児童生徒の保護者の声を重視しつつ、再編後の「地域とともにある学校づくり」に向けて、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力が得られるよう取り組みを進める。」というような基本的な考え方にに基づきまして、4番の再編についての事務局案でございます。学校の適正な規模に関する基本的な考え方。1番といたしまして、中学校は義務教育の最終段階であり、また中等教育の前期課程として、知識、技能、態度を身につけると同時に、豊かな人間性を育成し、高等学校・将来の社会生活に向け社会性、人間関係を広げる場所となることが望ましい。2番といたしまして、生徒が集団の中で、多様な考え方にふれ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。3番といたしまして、学校では単に教科等の知識や技能を習得されるだけでなく、生徒が集団の中で多様な考えにふれ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であり、一定規模の生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスの取れた教職員集団が配置されていることが望ましい。で、本市の中学校において適正規模と考える学級数につきましては、1学年2学級以上全校で6学級以上としたいと思います。で、市内小中学校の再編についてでございます。まず1番目といたしまして、まず勝沼中学校と大和中学校を統合すると。再編については、令和4年4月1日とし、大和地域は勝沼中学校の通学区域とする。2番目といたしまして、塩山中学校、塩山北中学校、松里中学校の3校を再編する。再編時期については、勝沼、大和中学校の統合から5年以内を目途とする。令和4年以降に再編計画を策定し学校再編を目指す、というような事務局案でございます。これまでの協議内容と、変わっているところにつきましては、現状の中の5月の協議状況の、「令和14年度を目安に」ということで「中学校2校体制とすることが望ましい」というような協議内容でございましたが、勝沼中学校大和中学校を再編するにあたりまして、そこからちょっと令和14年度だと間隔が空きすぎてしまっているということで、そういった納得をしていただけるような形にするには、勝沼大和の再編から長くても5年ぐらいの期間で、塩山地域も再編しますっていうような説明をしていきたいという考えでいるのが事務局の案でございます。5番目の今後のスケジュールでございますけれども、今回、5月から7月の審議内容、視察研修を取りまとめ再編の方針の決定をしていただきたいと思います。10月の定例会につきましては、総合教育会議への「教育委員会 再編方針の報告」の提出内容を次回は決定をしていただきたいと思います。で、総合教育会議が11月11日に予定をされております。市長への教育委員会の再編の方針の報告。また、11月の定例会では、総合教育会議で市長決定内容を受けた今後の協議ということで、進んでまいりたいと思います。説明は以上です。審議をお願いいたします。

教育長

はい。それでは、学校再編についての事務局案が提案されましたけれども、まず内容について、ご質問をまず伺いたいと思います。なければご意見をお願いしたいと思います。大きく事務局で案変わった点は、5月の定例会は14年度を目安にということだったわけですが、千

葉の富津市の視察等いろいろな研修を受ける中でですね、やはりある程度早くやった方が、教育条件を整備するにはいいのではないかというようなことで、かなりスパンが短くなったというようなどころなのですから、どうでしょうか。

永田委員

はい。

教育長

はい、永田委員。

永田委員

あの、教育長の話の中にもありましたが、大和中学校を第1段として勝沼中学校と統合するという。やはり私も思いますよ、あまり間を開けない方がいいです。ということはということかという、再編についてのこの基本的な考え方が、認められたから大和中学校と一緒にするのはですよ。であれば、この考え方が他の学校にも当然当てはまるかどうかということが論点になる。だからそこに、年数をずっとおいてってということになれば、ただそれは人数だけの部分かといって、なんか憶測を呼ぶような原因にもなりかねないというふうに思いますので、今のよう、そここのところの間の期間を短縮するというか、それは必要ではないかというふうに思います。で、なぜこんなことを言うかと言いますと、私は4番のところ、再編についての事務局案であるではないですか。学校の適正な規模に関する基本的な考え方で、①②③っていうことで基本的な考え方が述べられている。これはよく、県外にも行ったり北杜にも行ったりということも含めて、或いはここでの議論も含めて、よくまとめられているというふうに私は思います、3点。実はここにですね、私の意見というか希望なんです、学校の適正な規模及び学習環境の整備に関する考え方、というのを、付帯事項でもいいのだけれども、並立した方がいいなと思います。というのは、例えば登下校の負担を、負担を出来るだけ軽減すると。もっと言うと、登下校の安心安全ということを保証しないと、親も心配なんです。で、親も心配だし、子ども達も心配になる。で、ある所から一人で通わなければならないということもあるので、そここのところは先進市のああいうスクールバスの手配とか、そういうことも含めて一つは確保するという。安心安全を確保すると。だから差をつけないということね、遠くから来ても近くから行っても、出来るだけその差を縮める。もうひとつは、学校に入る時に親が心配するのは、もうひとつは学校に馴染めるかどうかとか。地域が違って小学校が違って、それが合併するわけですよ、でひとつの中学校になると。それは私も塩山北中学校で経験してますけれども、同じように、この騒動が起こり得るじゃないですか。とすると、そこに教育委員会として、どういうきちっとした、なんていうのでしょうか。様々な出てくるであろう課題に対する解決策をこうして、例えばカウンセラー常時いますよとか、或いはこれこれこういう時にはこういうふうに対応できますよっていうふう、そういうシステムを環境整備という形でのせると、行く子ども達、小学校から中学校に行く人たちも、それから送り出す親も安心してくれるのではないかなと、いうふうに思います。で、そこが担保できれば今後の先程言いましたように、大和中学校だけではなくて、将来2校に移行することの中で、これは反映されるのではないかなというふうに考えます。

教育長

ありがとうございます。

永田委員

以上です。

教育長

そうしますと、学校の適正な規模及び学習環境の整備にする。

永田委員

ちょっと長いですね。だからそこはちょっと考えてもら。要するに、そこに学習環境も入れてほしいということです。そこに、学生も表に出してほしい。児童生徒、生徒をね。

教育長

どうでしょうか。

永田委員

ちょっとしゃべりすぎですが、もうひとつだけ補足をさせてください。

教育長

はい。

永田委員

この事務局で考えられてくれた①②③は、このことは学校教育法の求めていることの根拠にな

るわけですよ。そういうことをちゃんと、前期中等教育でこういうふうにやろうというのがちゃんとあるわけですが、それをカバーするためにはこういう適正規模のここにある3項、3つに挙げられるような要素が、子ども達の所謂成長を促す或いはそういうひとつの生活態度を身につけることができる、というようなことに繋がっていくなあと思いました。

教育長 はい、ありがとうございます。

石川委員 はい。

教育長 はい、石川委員。

教育長 この間の中学校の学園祭では、私は塩山中学校行かせていただいたんですけども、やはり大勢の中で旗をつくったりだとか、皆で挨拶をするだとか、なんかいろいろする面においても、やはり大勢の中で切磋琢磨されて高校へ行くとかいう、スタンスの方がやはり生徒たちにとってもいいのではないかとすごく思いました。あと、かたや、私は千葉へちょっと伺えなかったんですけども、北杜市へ行った時に、一番課題になるのは移動の方法が、なんかバス代が億のようなすごい多額なお金がかかってますっていう話にはちょっとびっくりしたんですけども、そういうことが担保され、そしてまた、その例えばこの老朽化している学校を再利用するのか、それか勝沼大和は遠いのでその真ん中に造るのか、そういった問題。それから、空き学校を、北杜なんかは空いてる学校はちゃんと利用していますよ、なんて話でしたけれどもね。そういうことも大事になってきます。課題は山積ですけども、やはり統合というものに向けて子ども達のために、尽力したらいいかなと思いました。

教育長 石川委員からは、再編に前向きなご意見いただきました。

矢崎委員 すいません。

教育長 矢崎委員。

矢崎委員 私共も5月からずっとやってきましたけれども、また北杜市或いは富津市の統合先進校を見まして、非常に統合して悪かったってあまり生徒からの意見とか、或いはご父兄からのですね、意見はあまりなかったということですね。ということは、結果的に統合して子どももご家庭も良かったんじゃないかというそういう反響が強いということですよ。今ここでも、最初当初は生徒の人数の関係で14年なんて言うてましたけれども、まあそんな長くなくてですね、それでもまあ塩山中でも3校集まっても412人か420人、というようなことだったので、その後減っても令和9年ですか10年、5年先を待たなくてももう今言ったように、14年から5年になったということは、それぐらいの間隔でもいいのかなという感じはしますけれどもね。結果的に、統合をしたことが悪い状況になればいざ知らず、それでも実施県でも非常に良かったと言われているわけですから、さっき永田委員が言ったように、教育環境とかそれから後は、石川委員言った交通手段とか、そういうのをやればあとは費用的な問題がつけば、たぶん随分今後の学校の建物の維持管理費或いは先生方の人件費の問題も長く見れば、これはもう全然やっぱり費用的には効率的ですよ。それはともかく、要するに子どもご父兄の方々が安心して再編してもらって良かったと言えるような結果になるのではないかと思いますので、このご意見、事務局の案については賛成でございます。以上でございます。

教育長 今の大体5年を目途に考えても、ちょうど塩山中学校が令和10年に284人になって、塩山北中学校が46人、松里中学校が99人ですから本当に400ちょっとしかいないですよ。ですから、現在とそれほど大きく塩山中学校としては変わらないと。塩山北中が、各学級が10人台、松里は30人ぐらいでありますけれども、毎年人数が流れるっていう傾向が、部活動の関係でありますので、大変毎回厳しいような状況になってきます。矢崎委員からは、ご賛成のご意見をいただきました。

職務代理者 はい。

教育長 職務代理者。

職務代理者 事務局の案を拝見しまして、今たぶんお子さんをお持ちの親御さんたち一番心配されているのが、統合はするんじゃないかという話はどこでも出てくるんですけども、さていつっていうその期限をですね、切って物事進めていった方が親御さんたちも納得するだろうというふうに思います。漠然と統合する統合する、なんか疑心暗鬼みたいになってですね、うちの息子はどこに入れた方がいいとかっていうふうに思っている親御さんが結構いらっしゃるんですよ、聞くと。だから目安を示した方が、子どもさんにとっても親御さんにとってもいいかなというふうに感じがいたします。で、この大和勝沼から5年というのはちょっと長いような気もしないでもないんですけどもね。一気にわっとうやってしまった方がいいのかなと思うのですが。いろいろな観点があるでしょうけれども。

永田委員 はい。

教育長 はい、永田委員。

永田委員 実は今、職務代理者が言われたその間に5年をね、5年をそこで必要かどうか、必要かどうかというか、十分理解してもらうためには時間は確かに必要です。確かに必要なのだけれども、もうちょっと前に、何ていうのでしょうか繰り上げてね、そしてもっと言うと、恐らく勝沼と大和がひとつになってどうだったっていうことが出てくると思うのです。で、矢崎委員がおっしゃるように、他県の例や他の例を見ても一緒になってまずかったよ、なんてことは全然ないわけですよ。そうすると、間で5年以内という、以内だから文言ではいいのですが、本当にそのところらへんは、何ていうかもっともっと早めても構わないのかなっていう気がします。どっか一箇所ねいい結果ができれば、皆乗りやすいですよ。人間ってそうじゃないですか。失敗例はいやだけれども、成功例はね、理解しやすい。

職務代理者 あんまりこう期間が空くと、なんか最初の勝沼大和、今特に大和の中学生の、被害者意識みたいなのを取ったほうがいいじゃないですか。

永田委員 そうそう。それもあ。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 今委員の皆さんにご意見をいただく中で、最初の協議状況が令和14年度ということでしたので、5年以内というような年数を入れさせていただきましたけれども、これをもし具体的な年数を入れるような形にしたほうがよろしいですか。

永田委員 入れるか或いは随時、随時というか状況によって再編を進めるというふうな文言にしておくと、年数よりもちょっと幅があるよね、幅というか余裕の幅がある、行くにしても。もう後ろには行かない。前に行くとうね。

矢崎委員 だからうちはここです、5年以内を目途とする表現にしておいてですね、最後に来年以降に再編計画を策定し学校再編を目指すという、この段階でね、またもうちょっと進めていった時に、5年以内を、以内だから。今回の段階ではいいのではないのでしょうかね。5年以内という目途でという表現でもね。けどおっしゃる通りあまり長ければいい、期間をとればいいというものでもないから、その間に大和と勝沼がうまくいってれば、その次に検討する時にもっとそれを早めるというふうになりましたと、いうふうにもっていてもね、決して悪いことではないから。第1段階としては5年以内を目途に、以内をというそこを強調してやっていけば収まるのではないのでしょうかね。私はこの表現でもいいのかなという感じがいたしますけれどもね。

永田委員 以内ですからね。

教育総務課長 すいません、確認ですけども。今の文では、再編の時期について勝沼大和中学の統合の部分をとということですか。

矢崎委員 いやいやいや。勝沼、大和中学校の統合から5年以内ということ。

教育総務課L それはそのまま。

矢崎委員 それはそのままです。

河村L 私からよろしいですか。

教育長 はい。

河村L すいません。地域教育協議会で今年大和に行きまして、教育長がやはり再編は避けてとおれない道だと言った時に、保護者からいつですかって、やはり具体的に聞かれたので、今の教育委員の先生方のおっしゃることがもう本当にずばりで、5年以内を目途とするとなると、今度塩山地区を来年こう地域教育協議会で回った時にいつですかいつですかってというような話になるかなっていうふうなことはちょっと感じました。はい。

矢崎委員 まあそれでも結論5年以内という。

河村L そうですね。

矢崎委員 それはそれでまたね、目途は、間隔はわかるというかね。

河村L はい、そうですね。

教育長 この辺で、今問題になっているのは、再編時期については統合してから5年以内という言葉がいいのか、再編時期については5年以内を目途とする。

矢崎委員 今から5年。今からだとすれば2年縮まるということになるね。大和はあと2年。そこは3年縮まるということだからね。

教育長 大和を意識してこういうことになったと思うけれども、いや並行してやるんだよと。ただ時期は違うけれど、どちらがいいのかということ。

永田委員 あくまでも、大和中学校が勝沼中学校と一緒にあっての成果を見てじゃなくて、そうじゃなくて、ここの基本的な考え方がもうこれを持っていくんだから、だからこれは5年以内だから前倒しも当然あるし、そういう形で甲州市の中の中学校統合を、再編を考えていきますよっていうそういう前提ですよ。

教育総務課長 そうです。

永田委員 前提としてはね。

教育総務課長 はい。

教育長 そうするとやはり、この文言は抜いたほうが。

石川委員 そうですね。

矢崎委員 統合からではなくて、再編時期については5年以内を目途とする、ということ。

河村L それのほうが。

教育長 これじゃ6年。

矢崎委員 そうですね。

教育長 その2年を判断すると7年という。

矢崎委員 7年、そうですね。

教育長 どちらが。

矢崎委員 まあでもこういうふうにいけば、だって、抜いちゃったほうが。抜いて5年以内というのがいいかもしれないね。

教育長 抜いて5年以内。

職務代理者 抜いたほうがいいかもしれない。

矢崎委員 そうですね、そのほうがいいかもしれない。

河村L 教育長いいですか。

教育長 はい。

河村L そうすると、令和7年4月1日までには再編をするっていう認識になると思うのですが、たぶん市長がこう表明するにあたっては、具体的なやはりものがあったほうが。どうですか。どう思いますか。そうすると、令和7年度までには再編をするとか、具体的に。5年以内というよりは、そういう具体的な令和7年度までには再編をするというようなことにおけば。

石川委員 令和7年度までには終える。完了する。

河村L そうですね。

教育総務課長 そこまで教育委員会の方針としてははっきりと言ってしまうのがいいのか。方針として言ってしまうのがいいのか。総合教育会議で報告をさせていただいた中で、最終的には3月の総合教育会議の時にも、最終的には「私が決定する」というような市長からの話があったと思うのですが、教育委員会の報告としては、そこまで限定的に言わないでいて、最終的に市長がここでつというような決定をされたほうがいいのかなども考えるのですけれども。

矢崎委員 最終的にはやはり市長に決定してもらおうことですね。

永田委員 最高、最高責任者っていうか設置者として、市長がね決めるっていう。もっと言えばあの方が言ったことで決定するわけだから。っていうふうにしたほうがいいのかも。確かにここで言うよりもね。切るよりも。かもしれない。

矢崎委員 そういうことね。

教育総務課長 具体的に、今河村リーダーが言ったように令和7年4月1日から塩山中やるよって言った時に、市長が逆にもっと早めろと、言う可能性もあったりもします。どっちがいいのかっていうのは、委員の先生方に決めていただければと。

河村L すいません、私ので大変申し訳ないのですけれども。述べないでいいと思います。

教育長 そうすると、この文言はどうなるのでしょうか。統合から5年以内と入れた方がいいのか、入れないのか。

永田委員 統合から5年という、そこが始まってっていう。先程職務代理者のあれもあって、何で俺たちが先行って後から今度皆様子見で来るのか、みたいなことになってはいけないから、それは抜いちゃって。

教育長 抜いたほうがいいですよ。

永田委員 再編時期は5年以内を目途とすると。そういうふう、すっきり言っちゃった方がいいのではないかなという気がしますね。そうすると、そうだ俺たちは一番最初行くのだけれども、他の子もそうなんだ、という認識になるじゃないですかね。

教育長 まさに再配置計画にのってるっていうことですものね。だからデマンドだけは大切に。

石川委員 確認なのですけれども、今河村リーダーおっしゃった、大和の地区なんかではいつなのっていう。ということは、もう統合ってことに皆さん納得されているのかなっていう。なんか市民の意見を伺って吸い上げてなんていう文言がどこかにあったので。

河村L PTAの方がいらしてたので、その方が具体的な時期を知りたいっていうような話を。

石川委員 やはりそういう心づもりでいるっていうことですね。

河村L 毎年毎年やはり教育長が、大和の、まあこの会場もそうなんですけれども、どこの会場でも再編は止む無しだっていう話をされているので。その中でたまたま僕のちょっと知っている保護者の方なのですけれども、具体的にいつになるんですかっていうような話。

石川委員 5年以内ということ。

教育長 教育委員会としても一応明示というか期間を言ったのですけれども、大反対を受けまして。

石川委員 大変だったですね。

教育長 それはやはり、こういう基本的な考え方をしっかりと議論して持っていかなかったために、やはり再編成というか、中学校教育をどうしていくかっていうやはりこの基本的な考え方を示

して、大和だけではないのですよと。中学校教育をやはり検認したいということを持っていけば納得していただけるかなと。反対する人はもう本当にずっと反対していますので。

矢崎委員

そうですね。

教育長

やはり母校がなくなるという思いが、皆さん誰でもそうだと思うのですが。

石川委員

やはりいい形だね、賛同得るためにね。わかりました。

永田委員

今の石川委員さんの言葉とても大事で、保護者や対象となる子ども達やその人達をいかに大事に教育委員会が考えて、再編ということを考えてくれていてとあってということ、相手に伝わらないと何だよ、みたいな話になってしまうから、そこはすごく大事だと思います。

職務代理者

もう一ついいですか。

教育長

はい。

職務代理者

北杜市行った時には、その統合された空いた校舎っていうのはいろいろな形で使われていましたよね。富津市の場合には、それはもう管財課の管轄だから我々知らないよみたいな感じがありましたけれども、ある程度なんかこういうものに使いたいというか、そういう目的が示された方が、それはまた大和の人も納得するのではないかなという感じはするのですけれども。なんかああいったただのゴースタウンみたいになってしまうと、心配だと思うのですよねそれも。

教育長

非常に難しいのが、総合管理計画という方針があって、非常にその公共施設を3分の1減らしていくってような中で、それも一つの学校の統廃合、もう一つの解釈になってくるのですけれども、これをどうするのかっていうこと、かなり難しいかなっていうふうに思うのですけれども。課長どう思いますか。例えば松里中、そういう具体的なものを持っていけるかどうか。いければ理想なのですが。

教育総務課L

すいません。今回その辺がありまして、ただ実際には管財課との協議となるというのがありますが、先程の3番学校再編方針の「再編後の「地域とともにある学校づくり」に向けて、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力が得られるよう取り組みを進める。」というところで、ここに更にその部分を入れて、住民の方々にはそのことを市としても協力体制とまちづくりを進めていくことを、もう少しそこを明確にしていけばいいのかなというふうに思いましたけれども。教育委員会として全部のことを対応ができるかどうかちょっとわからないのですけれども、その辺は先程の教育環境の整備と同じという形で、学校再編後に向けた取組という形の中で、なんらか文章化する。

永田委員

それいいねえ。

教育長

そんな状況ですけれども、これは政策とか市長部局と一体となってまちづくりビジョンをやっ

ていかないとならない。

職務代理者

荒れてほしくないですね。

教育長

そうですね。

職務代理者

せつかく。

教育総務課長

なるべく有効活用できるような、地域の方々と活用できるような方向で活用できればいいのかなと思います。

教育長

変な話ですが、松里中学校なんかは校庭の3分の1が松尾神社の敷地なんですね。

職務代理者

そうですね。

矢崎委員

そうですね。

教育長

簡単に売り買いができないというか、神社へ返さなければならない。

永田委員

返さなければならない。

石川委員

そうですね。

教育長 逆にそれがあから、松尾神社の運営費。
矢崎委員 そういうことね。
永田委員 逆に言うかね。持ちつ持たれつなんですね。
教育長 もう一つは夏休みに、課長はじめスタッフと行ってきたのですけれども、神金第2中学校も今閉校という形であるのですけれども、その辺のこともこれからどうするかっていうこともしつかり考えていかなければいけないと思う、この再編を目途に。神金第2小・中、もう考えていかなければ。また議会に提案してもらおう。
教育総務課長 はい。最後にすいません。事務局案の中で「令和4年以降に再編計画を策定し学校再編を目指す」、というような文言を入れてあるのですけれども、令和4年という形でよろしいのか。
永田委員 これ書かなきゃいい。
職務代理者 これいらくないですね。
永田委員 これいらくないですよ。
矢崎委員 そんなことはいい。
教育総務課長 ここは取ってしまってよろしいですね。
矢崎委員 うん、いらくないよね。
教育長 そうですね。
あとございますでしょうか。

「なし」の声

教育長 それでは事務局大変ですけれども、この後10月に定例の教育委員会ありますけれども、その時に総合教育会議での報告ができるような資料をですね整えていただいて、総合教育会議にぶつけていくというようなことをお願いします。
それでは以上で、学校再編についての議事を閉じさせていただきます。ありがとうございました。
それでは、次回 10月定例教育委員会は10月21日午前10時45分時からに開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 10月定例教育委員会は10月21日午前10時45分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。